

健全化判断比率及び資金不足比率の詳細

1. 実質赤字比率

(1) 概要

一般会計等(普通会計に相当する会計:境港市の場合は、「一般会計」と「高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計」)の赤字の程度を指標化したもので、地方公共団体の中心的な会計の財政運営の深刻度を示すものです。

(2) 算出式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字 ※1}}{\text{標準財政規模 ※2}}$$

※1 「実質赤字」とは、「繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額」で算出し、算定上は、実質収支額の赤字を表す負の表示(マイナス又は▲)をとったものを用います。

※2 地方税、普通交付税をはじめとする地方公共団体が自由に使える財源(一般財源)の標準的な規模を示す指標です。

(3) 境港市の場合

平成22年度決算に基づく「実質赤字比率」は、前年度同様に対象となる会計(一般会計、高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計)が黒字であったために比率は生じません。

なお、算出結果及び前年度比較は次のとおりです。

【単位:千円】

会計名等		実質収支額		
		H22年度決算	H21年度決算	増減(H22-H21)
分子	一般会計 ①	399,808	440,673	▲ 40,865
	高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計 ②	0	658	▲ 658
	計(①+②) ※1 ③	399,808	441,331	▲ 41,523
分母	標準財政規模 ④	8,083,069	7,858,211	224,858
実質赤字比率(③/④)		— ※2	— ※2	—

※1 赤字のときは、計(①+②)の欄が負(▲の表示)の値となり、比率が生じます。

※2 赤字ではないので、比率は数値化せず、「—」で表記しています。

2. 連結実質赤字比率

(1) 概要

地方公共団体の会計は、一般会計等のほかに、料金収入等を主な財源として事業を実施している公営企業会計など複数の会計がありますが、それらすべての会計の黒字額(又は剰余額)や赤字額(又は資金不足額)を合算し、地方公共団体全体の赤字(資金不足)の程度を指標化したもので、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示すものです。

(2) 算出式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ※}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 連結実質赤字額も算定上、赤字を表す負の表示(マイナス又は▲)をとったものを用います。

(3) 境港市の場合

平成22年度決算に基づく「連結実質赤字比率」は、一部の会計で資金不足等が生じ赤字となっていますが、市全体としては黒字であったために、前年度同様に比率は生じません。

なお、算出結果及び前年度比較は次のとおりです。

【単位:千円】

会計名等		実質収支額又は資金不足額・剰余額		
		H22年度決算	H21年度決算	増減(H22-H21)
分 子	一般会計 ①	399,808	440,673	▲ 40,865
	高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計 ②	0	658	▲ 658
	国民健康保険費特別会計 ③	71,149	241,803	▲ 170,654
	駐車場費特別会計 ④	▲ 25,653	▲ 13,001	▲ 12,652
	老人保健費特別会計 ⑤	0	3,321	▲ 3,321
	介護保険費特別会計 ⑥	9,484	7,583	1,901
	後期高齢者医療費特別会計 ⑦	448	498	▲ 50
	下水道事業費特別会計 ⑧	0	0	0
	土地区画整理費特別会計 ※1 ⑨	0	0	0
	市場事業費特別会計 ⑩	▲ 5,888	▲ 3,388	▲ 2,500
	計(①～⑩の合計) ※2 ⑪	449,348	678,147	▲ 228,799
分母	標準財政規模 ⑫	8,083,069	7,858,211	224,858
連結実質赤字比率(⑪/⑫)		— ※3	— ※3	—

※1 土地区画整理費特別会計は、繰上充用額(赤字額)があるものの、土地収入見込があるため資金不足は発生しません。

※2 赤字のときは、計(①～⑩の合計)の欄が負(▲の表示)の値となり、比率が生じます。

※3 赤字ではないので、比率は数値化せず、「—」で表記しています。

3. 実質公債費比率

(1) 概要

一般会計等の元利償還額(公債費)に、公営企業会計などほかの会計の公債費に対して一般会計から繰出金として支出するもの、また地方公共団体が構成する一部事務組合の公債費に対して応分の負担として支出するものなどの公債費に準じた経費を加え、実質的な公債費を算出し指標化したものが「実質公債費比率」で、自治体の資金繰りの危険度を示すものです。

(2) 算出式

$$\text{実質公債費比率} \times 1 = \frac{(\text{元利償還金}[\ast 2] + \text{準元利償還金}[\ast 3]) - (\text{特定財源}[\ast 4] + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金のうち基準財政需要額算入額}[\ast 5])}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金のうち基準財政需要額算入額}[\ast 5]}$$

※ 1 実質公債費比率は、1年ごとに算出し、直近3ヶ年分を平均したものになります。

※ 2 元利償還金: 一般会計等元利償還金

※ 3 準元利償還金: 次のもの

A: 満期一括償還地方債の1年当りの元金償還金に相当する額(年度割相当額)

B: 一般会計の繰出金のうち、公営企業会計などの公債費に充てたと認められるもの

C: 加入する一部事務組合への負担金などのうち、一部事務組合などの公債費に充てたと認められるもの

D: 債務負担行為(注1)に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

E: 一時借入金の利子

※ 4 特定財源: 上記の※2と※3の財源となる特定の歳入(収入)

※ 5 元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額算入額: 次のとおり

上記の※2と※3のうち普通交付税の交付額の算定の基礎となる「基準財政需要額」に算入された額

(注1) 1つの事業や事務がその年度で終了せず、後の年度でも支出しなければならない場合、あらかじめ後の年度の支払いを約束したもので、予算で定めたものをいいます。

(3) 境港市の場合

平成22年度決算に基づく「実質公債費比率」は、一般会計や下水道事業費特別会計の元利償還額(公債費)の減少に加え、分母となる標準財政規模が普通交付税や臨時財政対策債の増により大幅に増加したために、単年度の比率が16.7%となり、3ヶ年平均の比率も18%を下回る17.9%となり大幅に改善(対前年度▲0.8ポイント)しました。

なお、算出結果は次のとおりです。

【単位:千円】

		H20年度決算	H21年度決算	H22年度決算	増減(H22-H21)
分子	元利償還金等①(A+B+C-D-E)	1,219,659	1,203,160	1,134,314	▲ 68,846
	A 一般会計等の元利償還額(繰上償還等は除く)	1,754,407	1,701,874	1,660,707	▲ 41,167
	B 公営企業会計への繰出金のうち公債費充当額	761,852	789,779	768,231	▲ 21,548
	C 債務負担行為などそのほか公債費に準ずるもの	116,427	117,684	119,700	2,016
	D 元利償還金に充当した特定財源額	133,650	130,007	132,601	2,594
	E 当該年度に基準財政需要額に算入された公債費等	1,279,377	1,276,170	1,281,723	5,553
分母	基礎となる標準財政規模 ②(F-E)	6,453,241	6,582,041	6,801,346	219,305
	F 標準財政規模	7,732,618	7,858,211	8,083,069	224,858
	E 当該年度に基準財政需要額に算入された公債費等	1,279,377	1,276,170	1,281,723	5,553
当該年度(単年度)の実質公債費比率(分子①/分母②)%		18.89995	18.27944	16.67779	▲ 1.60165
実質公債費比率(3ヶ年平均:小数点以下2位切捨て)%		17.9			

※前年度報告数値(H19決算～H21決算の平均)は、18.7%(増減 ▲0.8p)

4. 将来負担比率

(1) 概要

地方公共団体の現時点での実質的な負債(負債の残高などから貯金にあたる基金の残高などを差し引いたもの)の程度を指標化したもので、将来、財政運営を圧迫する可能性を示すものです。

負債の残高には、一般会計等の地方債の残高のほかに、公営企業や一部事務組合などの地方債の残高のうち一般会計等で負担するものや地方公共団体がその損失を補償しているものなどがあります。

(2) 算出式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}[\ast 1] - (\text{充当可能基金額}[\ast 2] + \text{特定歳入見込額}[\ast 3] + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}[\ast 4])}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金のうち基準財政需要額算入額}}$$

※ 1 将来負担額の内訳

- A: 一般会計等の地方債残高
- B: 債務負担行為に基づく支出予定額(公債費に準ずるものに限る。)
- C: 一般会計等以外の会計の地方債残高のうち、その返済に充たると見込まれる繰出金
- D: 加入する一部事務組合等の地方債残高のうち、応分の返済負担見込額
- E: 一般会計等が負担する退職手当支給予定額
- F: 土地開発公社の負債額や制度融資などによる損失補償額の負担見込額
- G: 連結実質赤字額
- H: 加入する一部事務組合の連結実質赤字額のうち、応分の負担見込額

※ 2 基金(貯金)の残高のうち、現金相当として保有している額

※ 3 ※1の支出予定のうち、財源として見込まれる歳入(収入)

※ 4 ※1の地方債残高のうち、普通交付税の基準財政需要額に算入が見込まれる額

(3) 境港市の場合

平成22年度決算に基づく「将来負担比率」は、一般会計の市債残高の減少などにより将来負担額は前年度に比べ約1.2億円減少する一方で、充当可能基金残高が約3億円増加するなど公債費への充当可能財源等が約3.3億円増加し、分子となる数値(将来負担額－充当可能財源等)は約4.5億円減少した。また、分母となる標準財政規模も約2億円増加しているために、結果として昨年度の比率に比べ、10.6ポイント改善しています。

なお、算出結果及び前年度比較は次のとおりです。

【単位:千円】

		H22年度決算	H21年度決算	増減(H22-H21)	備 考
分子	① 将来負担額				
	A 一般会計等の市債残高	12,909,337	13,136,566	▲ 227,229	一般会計等の各年度末残高
	B 債務負担行為に基づく支出予定額	99,982	148,108	▲ 48,126	ポートサウナ建設費負担金など
	C 公営企業等の市債残高のうち繰入見込額	9,243,128	9,082,874	160,254	下水道事業など企業会計残高×繰入見込率(直近3ヶ年平均)
	D 一部事務組合等の負担見込額	420,048	472,692	▲ 52,644	西部広域行政管理組合への本市の償還負担見込額
	E 退職手当負担見込額	1,789,041	1,823,884	▲ 34,843	各年度末で職員が退職したと仮定した場合の支給すべき額
	F 設立法人等の負債額等負担見込額	2,057,702	1,980,087	77,615	土地開発公社の負債と制度融資の損失補償負担見込額
	G 連結実質赤字額	0	0	0	
	H 一部事務組合等連結実質赤字額の負担見込額	0	0	0	
	①小計(A～Hの計)	26,519,238	26,644,211	▲ 124,973	
分子	② 充当可能財源等				
	I 充当可能基金(貯金)額	4,756,847	4,454,442	302,405	財政調整基金など基金(貯金)の各年度末の現金相当残額
	J 充当可能特定歳入(収入)	825,847	965,484	▲ 139,637	水木しげる記念館入館料や市営住宅の使用料(家賃収入)など×充当見込率(直近3ヶ年平均)
	K ①の市債残高のうち基準財政需要額への算入見込額	13,373,274	13,204,919	168,355	各年度末時点の市債残高のうち、普通交付税の基準財政需要額に算入が見込まれる額
②小計(I～Kの計)	18,955,968	18,624,845	331,123		
計 ③(①-②)	7,563,270	8,019,366	▲ 456,096		
分母	基礎となる標準財政規模 ④(L-M)	6,801,346	6,582,041	219,305	
	L 標準財政規模	8,083,069	7,858,211	224,858	
	M 当該年度に基準財政需要額に算入された公債費等	1,281,723	1,276,170	5,553	
将来負担比率(分子③/分母④)%		111.2	121.8	▲ 10.6	

5. 資金不足比率

(1) 概要

公営企業経営の健全化の観点からできた指標で、公営企業の事業規模(※)である「料金収入の規模」と「資金不足の額」を比較し、経営状況の深刻度を示すものです。

(2) 算出式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 ※1}}{\text{事業の規模 ※2}} \} ※3$$

※1 「資金不足の額」とは、「(繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額+資産形成以外の目的で発行した企業債残高)－解消可能資金不足額(注1)」で算出します。

なお、土地区画整理事業(宅地造成事業)は、土地収入見込(保有する土地の資産価値)を資金不足額から減じることになっています。

※2 「事業の規模」とは、「営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額」(注2)で算出します。

なお、土地区画整理事業(宅地造成事業)は、「事業経営のための財源規模(これまでに事業に使った総費用)」がその規模になります。

※3 ※1と※2については法非適用企業の規定。境港市の公営企業は、法非適用企業のみです。

(注1) 事業の性質上、事業開始後、一定期間に資金の不足額が生じる等の事情がある場合、資金不足額から一定額を控除するものです。

(注2) その公営企業の主たる料金収入をいい、使用料の収入(下水道使用料など)のことです。

(3) 境港市の場合

平成22年度決算に基づく「資金不足比率」は、市場事業費特別会計で昨年度に引き続き資金不足(赤字)が生じ、比率が6.0ポイント上昇しましたが、経営健全化基準は下回っています。

なお、算出基礎及び前年度比較は次のとおりです。

【単位:千円】

特別会計の名称	決算年度	歳入 決算額 ①	歳出 決算額 ②	翌年度 繰越財源額 ③	土地 収入見込 ④	資金不足額 (②+③-①-④) A	事業の規模 B	資金不足 比率 A/B
下水道事業費 特別会計	H22年度	2,011,553	2,011,553	0		0 ※	391,703	—
	H21年度	2,724,127	2,724,127	0		0 ※	356,623	—
	増減	▲ 712,574	▲ 712,574	0		0	35,080	—
土地区画整理 費特別会計	H22年度	93,926	623,283	0	657,731	0 ※	848,585	—
	H21年度	24,087	535,022	0	744,459	0 ※	936,975	—
	増減	69,839	88,261	0	▲ 86,728	0	▲ 88,390	—
市場事業費 特別会計	H22年度	46,523	52,411	0		5,888	41,745	14.1%
	H21年度	41,710	45,098	0		3,388	41,710	8.1%
	増減	4,813	7,313	0		2,500	35	+6.0p

※資金不足額が生じない場合(A欄が負の値になる場合)は、資金不足額を「0」で表示し、資金不足比率(A/B)は、「—」で表示しています。